

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

令和8年10月30日

分任支出負担行為担当官

上川北部森林管理署長 佐藤 英典

1 見積合わせに付する事項

（１）物 件 名

物件番号 物件の名称

第1号 令和8年度上川北部森林管理署構内除雪等業務単価契約

第2号 令和8年度風連森林事務所構内除排雪業務単価契約

第3号 令和8年度朝日・岩尾内合同森林事務所構内除雪業務単価契約

第4号 令和8年度和寒森林事務所構内除排雪業務単価契約

第5号 令和8年度佐久・共和合同森林事務所構内除雪業務単価契約

（２）事業内容 別紙仕様書のとおり。 各物件の予定数量は次表のとおり。

物件番号	区 分	品 名	規 格	予定数量
第1号	除雪	除雪ドーザ	ホイール型 13t 級、山積 2.4～2.6 m ³ 級 ホイール型 8t 級、山積 1.3～1.4 m ³ 級	50時間 10時間
		雪下ろし等	人力	50時間
第2号	除雪	除雪ドーザ	ホイール型 8t 級、山積 1.3～1.4 m ³ 級	50時間
	排雪	ダンプトラック	10t 級	20時間
第3号	除雪	除雪ドーザ	ホイール型 8t 級、山積 1.3～1.4 m ³ 級	30時間
第4号	除雪	除雪ドーザ	ホイール型 8t 級、山積 1.3～1.4 m ³ 級	30時間
	排雪	ダンプトラック	10t 級	20時間
第5号	除雪	除雪ドーザ	ホイール型 13t 級、山積 2.4～2.6 m ³ 級	80時間

※除雪ドーザについては、スノーバケット及びタイヤチェーン装備

※各数量は見込であり、最低発注数を保証するものではない。

(3) 履行場所

- 第1号 上川北部森林管理署構内及び内道路（上川郡下川町緑町 21-4、共栄町 103-2）
第2号 風連森林事務所構内（名寄市風連町字日進 924 - 1）
第3号 朝日・岩尾内合同森林事務所構内（士別市朝日町中央 4527-44）
第4号 和寒森林事務所構内（上川郡和寒町西町 109-2）
第5号 佐久・共和合同森林事務所構内（中川郡中川町字安川 31-4）

(4) 履行期間 契約締結の翌日から令和9年3月31日（水曜日）まで

2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の『役務の提供等』のその他においてA、B、C又はDの等級に登録されており、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記(2)の証明書類及び委任状がある場合は見積提出の際に併せて提出すること。

3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

①仕様書等を示す場所

[北海道森林管理局→ホーム→公売・入札情報→一般競争入札（すべての公告）](#)

②問合せ先及び見積書の提出先

上川北部森林管理署 担当：総務グループ

〒098-1202 上川郡下川町緑町21番地4

電話 01655-4-2551

Mail : h_kamikawahokubu@maff.go.jp

4 見積書等の提出について

- (1) 見積書は令和8年10月30日（金）から受け付け、令和8年11月17日（火）を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に掲げる行政機関の休日を除く午前9時から午後5時までに限ります。

- (2) 見積書の提出に当たっては、送付（持参可）のほか、Mail による提出も認めますが、上記（1）の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。

- (3) 持参による提出の場合

見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「（案件名）見積書在中」と必ず朱書きしてください。

- (4) 郵送による提出の場合

見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「（物件番号・物件名）見積書在中」と記した上で外封筒に入れて投函してください。また、外封筒の封皮にも「（物件番号・物件名）見積書在中」と記すこと。

なお、本公示に記載された資格等を満たしていると認められる上記 2-（4）の書類を外封筒に同封すること。

- (5) 電子メールによる提出の場合

電子メールによる提出用アドレス：h_kamikawahokubu@maff.go.jp

電子メールで送付する場合は、押印をせずに PDF ファイルにパスワードを付けて送付し、見積書提出期限日の 9：00～17：00 までに上記 3 ②へ電話でパスワードを知らせること。

※パスワードのかけ方

<https://www.adobe.com/jp/acrobat/online/password-protect-pdf.html>

なお、本公示に記載された資格等を満たしていると認められる上記 2-（4）の書類を同時に提出する場合は PDF ファイルとして添付すること。

- (6) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載してください。

なお、見積書に記載された金額に、消費税法及び地方税法（以下「消費税等」という。）の税率を乗じた額に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって採用価格とするので、見積者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税等の税率を乗じた額に相当する額を除いた金額を見積書に記載すること。

また、内訳書を添付する場合は、内訳書の各項目に金額を記入し、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。

5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限以後概ね 1～2 日（閉庁日除く）中に見積参加者に通知します。

- (2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とする。

6 見積書の無効について

北海道森林管理局随意契約見積心得第5条のとおりです。見積心得については、北海道森林管理局のホームページ上の次の場所に掲載しています。

『北海道森林管理局ホームページ＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞北海道森林管理局随意契約見積心得』

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

9 契約書等作成の要否について

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、指定の請書の徴取又は指定の契約書を作成します（契約金額によっては、請書の徴取又は契約書の作成を省略する場合があります。）。

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積り参加者へ再度見積を依頼し、随意契約の協議を行う事ができるものとします。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (5) 納入検査完了後の支払いに当たっては、適正な支払請求書が到達した日から30日以内に代金をお支払いいたします。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>

をご覧ください。